

## 令和2年度当初予算編成における取組みの結果（成果）

## ■今後の財政収支見通し

令和2年度当初予算編成方針公表時において、令和2年度から令和4年度の財政収支見通しを試算したところ、約48億6千万円の財源調整必要額が生じた。

## 【一般会計：一般財源ベース】

(単位 百万円)

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	当初予算額	当初予算額	試算額	試算額	試算額	
歳入	1 市 税	25,513	25,963	25,955	25,129	25,158
	2 地方譲与税・各交付金	3,940	4,058	4,538	4,730	4,744
	3 地方交付税(含む臨時財政対策債)	8,915	8,230	8,116	8,516	8,970
	4 繰入金	1,764	1,967	0	0	0
	5 その他	1,053	1,058	653	653	653
	合 計 (A)	41,185	41,276	39,262	39,028	39,525
歳出	1 人件費	10,480	10,642	10,612	10,481	10,364
	(うち退職手当を除いたもの)	(9,473)	(9,613)	(9,978)	(9,969)	(9,931)
	2 扶助費	3,652	3,671	3,112	3,668	3,668
	3 公債費	7,638	7,806	7,853	7,868	8,241
	4 物件費	6,973	7,188	6,779	6,553	6,527
	5 維持補修費	400	421	471	451	462
	6 補助費等	5,050	4,657	4,807	4,815	4,642
	7 積立金	251	250	250	250	250
	8 繰出金	4,278	4,467	4,540	4,527	4,534
	9 普通建設事業費	527	574	581	576	627
	10 その他	881	834	827	794	785
11 実施計画事業費	1,055	766	958	900	900	
合 計 (B)	41,185	41,276	40,790	40,883	41,000	
財源調整必要額 (A)-(B)	0	0	△ 1,528	△ 1,855	△ 1,475	

令和2年度から令和4年度財源調整必要額

△ 4,858

※令和元年度当初予算額を基本に、その後の増減要因を加味して試算している。

## ※(ア)歳入の試算方法

市税、地方譲与税・各交付金は、平成30年度までの実績や現在の財政状況等を考慮して見込んでいる。

地方交付税のうち普通交付税は、基準財政収入額及び基準財政需要額をそれぞれ試算し見込んでいる。

## ※(イ)歳出の試算方法

人件費の試算に当たっては、職員数の試算に基づき、現在の給料体系などを反映して見込んでいる。また、令和2年度より会計年度任用職員制度の影響を見込んでいる。

扶助費、物件費、維持補修費、普通建設事業費、補助費等、繰出金などは、主な個別増減を見込んでいる。

第2次まちづくり総合計画前期基本計画の実施計画は令和元年度までであることから、令和2年度は継続事業等にかかる増減を見込むとともにその後は同程度で推移するものと見込んでいる。

令和2年度の財源不足額は、当初予算編成方針公表時には約15億3千万円であったが、各所管課からの予算要求を締め切った時点では、実施計画経費などの増により、約46億5千万円までに拡大した。

その後、予算査定や財源調整を行う中で、地方交付税や地方譲与税等について3億円程度の一般財源の確保が見込まれたことなどから、最終的に財源不足は約11億7千万円となり、この全額を財政調整基金の取崩しで対応した。

予算編成作業等を通じて当初予算案に反映した、緊急財政対策の取組みの成果は次のとおりである。

### (1) 取組項目ごとの歳入確保額・歳出抑制額

#### ①歳入確保額

(千円)

No	取組項目	効果額(千円)	主な取組み
1	収納率の向上	13,500	・目標の市税収納率以上の収納を目指し、上乗せ額として13,500千円を確保。
2	使用料、手数料の見直し	0	
3	遊休資産等の有効活用	400,000	・公共施設等の遊休化、未利用化を防止し、自主財源の確保のために資産を貸付・売却。
4	保有基金の活用	1,250,531	・地域振興基金は、20事業に378,425千円を充当。 ・子ども未来夢基金は、28事業に676,150千円を充当。 ・ふるさと周南応援基金は、24事業に131,361千円を充当。 ・過疎地域自立促進基金は、1事業に1,400千円を充当。 ・交通安全基金は、2事業に63,195千円を充当。
5	その他	28,424	・交付税措置のある有利な地方債である過疎債(ソフト事業分)を6事業へ27,900千円充当。
合 計		1,692,455	

## ②歳出抑制額

(千円)

No	取組項目	効果額 (千円)	主な取組み
1	公共施設等の有効活用による維持管理経費の削減	31,497	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎管理において、コンビナート電力の活用、省エネ設備設置による光熱水費の削減。</li> <li>・旧新南陽・徳山西給食センターを統合し、PFI事業で新南陽給食センターを運営することによる経費の減。</li> </ul>
2	事務事業の見直し	1,123,330	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の台数削減によるリース料の減。</li> <li>・市議会議員選挙の投票所入場券を、1人1枚ずつの送付から、世帯ごとにまとめて封書により送付することで経費を節減。</li> <li>・長穂児童園の閉園に伴う指定管理料の減</li> <li>・現行の体育施設空き情報検索システムから共同運用による公共施設予約サービスに移行し、利便性向上と費用を削減。</li> <li>・前年度当初予算の一般財源額の範囲内を基本とする事業費の精査。</li> <li>・実施計画事業にかかる財源及び内容の精査。</li> <li>・需用費等の経常経費をはじめとして、必要最小限での予算額計上とする観点からの経費削減。</li> </ul>
3	外部委託の見直し	55,481	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築課職員が直接設計監理業務等を行うことによる委託料の削減。</li> <li>・各種個別計画の策定などについて、委託範囲の見直しや、職員で行うことにより委託料を削減。</li> </ul>
4	市債発行額の抑制等	13,058	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市債借入年数の見直し等による公債費平準化に伴う元利償還金の削減。</li> </ul>
5	人件費の縮減	101,422	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働き方改革推進にかかる時間外勤務の減に向けた取り組みを考慮した、時間外手当等の縮減。</li> <li>・業務内容に応じた会計年度任用職員の適正な配置人数、任用条件等の精査による減。</li> </ul>
6	補助金等の見直し	18,690	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業負担金について、下水道整備事業計画を精査し、利息などの雨水事業にかかる負担を平準化。</li> </ul>
7	その他	85,264	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の運営費補助金の対象である人件費について、適正配置により、国庫補助金等が活用できる委託事業等に移行することで、一般財源を縮減。</li> <li>・児童手当、生活保護扶助費等について、実績などに基づく必要見込み額の精査。</li> </ul>
合 計		1,428,742	

## (2) 市債の借入の状況

市債借入限度額は、対策期間、5年間の市債借入額の上限を150億円とする。

市債発行上限額（1年分の目安）30億円

（合併特例債、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債、公営住宅建設事業債、過疎債及び辺地債並びに転貸債を除く）

（千円）

	R 2	R 1	増減 (R2-R1)	H30
市債借入額	6,586,700	6,231,300	355,400	7,625,200
臨時財政対策債	2,000,000	2,270,000	△270,000	2,020,000
合併特例債	-	-	0	1,895,100
転貸債	-	-	0	-
通常債	4,586,700	3,961,300	625,400	3,710,100
公営住宅建設事業債	17,500	25,600	△8,100	38,500
緊急防災・減災事業債	1,098,000	375,300	722,700	665,800
過疎債	271,700	121,500	150,200	170,700
辺地債	-	-	0	6,000
緊急自然災害防止対策事業債（※1）	14,000	14,000	0	-
緊急浚渫推進事業債（※2）	10,700	-	10,700	-
その他	3,174,800	3,424,900	△250,100	2,829,100

※1：緊急自然災害防止対策事業債は、安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業を対象とする。

※2：緊急浚渫推進事業債は、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等（河川、ダム、砂防、治山）の浚渫を緊急的に実施する必要がある箇所として、地方自治体が策定する分野ごとの個別計画に位置付け、実施する地方単独事業を対象とする。

※1、※2いずれも、元利償還金の財源に交付税措置が見込まれるため、市債発行上限額には含めない。